マンションの管理計画認定制度

**代理申請（委任）に関する注意事項について**

認定申請を管理組合の管理者等以外の代行者が行う場合は、別途委任状の提出が必要です。

委任状の様式は任意ですが、次ページの参考様式に記載する項目は含めたものとしてください。

なお、認定申請時に利用する（公財）マンション管理センターの「管理計画認定手続支援サービス」の申請手続ができる方は、

|  |
| --- |
| □申請者本人又は□申請者の委任を受けた代理人（行政書士に限る。） |

のみとなります。

代理申請時の申請方法については、（公財）マンション管理センターのホームページから「管理計画認定手続支援サービスの利用案内」をご確認ください。

https://www.mankan.or.jp/11\_managementplan/mpsupport.html



（公財）マンション管理センターのホームページ（トップページ）＞

管理計画認定・予備認定＞管理計画認定手続支援サービス

（参考様式）

委 任 状

（代理人）

住所

氏名

電話番号

私は上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

（委任事項）

１．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３に基づくマンションの管理計画認定制度にかかる申請、報告に関する手続き、並びにその訂正、交付される文書の受領に関する一切の権限

２．宝塚市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要綱に基づく届出、申出、報告に関する手続き、並びにその訂正、交付される文書の受領に関する一切の権限

年　　　月　　　日

申請者（管理者等）の住所

申請者（管理者等）の氏名

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。